

EuP指令への日本の対応に関する調査

平成18年7月

社団法人 日本機械工業連合会



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://keirin.jp/>



序

地球温暖化防止の対策として、EUではさまざまな環境規制が実施に移されており、WEEE(廃電気電子機器指令)、RoHS(特定有害防止使用制限指令)など、企業活動や国民生活に大きな影響をおよぼすと予想されますが、昨年7月に成立したエコデザイン（環境配慮型設計）に関するEuP指令も同様に対応を避けては通れない制限措置と思われます。しかも、同指令は輸送機器を除く電気機器や産業機器などのエネルギー使用機器が対象であり、範囲がはるかに広く、今後、企業にとって対応の面で深刻な問題となる可能性もあります。

現時点では、枠組み指令であるため、今後具体的な規制内容が詰められる予定であり、EU諸国だけではなく、米国や日本・アジアなど、国際間の意見調整が行われることが重要と思われます。

本報告書は、ジェトロ・ブリュッセルセンターに依頼し、EuP指令の内容および同指令への日本がとるべき対応等について、EU関係機関の聞き取り調査を踏まえて、調査し、とりまとめたものです。

各位の事業活動の参考として頂きたく、ご高覧に供する次第です。

平成18年7月

社団法人 日本機械工業連合会
会 長 金 井 務

目 次

概 要	1
EuPプログラムとその適用範囲.....	1
EuPプログラムの現状.....	2
日本が対応できる範囲	3
目的と方法	8
EuP（エコデザイン）プログラム.....	9
定 義	9
背 景	10
目標と内容	11
対象製品と課題	12
採択までのプロセス	13
最新の状況	14
日本の対応－その選択肢と原則－	19
はじめに	19
日本の対応の目的	19
現在における日本との対話に関する原則	20
他にどのような行動ルートがあるか？	22
新たな行動は、どのような内容なのか？	23
時 期	25
有用な情報源であるインターネット	26
付録1	28
広範な背景：補完的EUプログラム	28
ECCP（欧州気候変動プログラム）	28
IPP(包括的製品政策).....	29
エネルギー需要管理	30
廃棄物管理	31
付録2	32
家庭用機器のエネルギー効率に関する現行の要求事項	32

概要

EuPプログラムとその適用範囲

2005年に採択されたEuP指令 (Directive on Eco-Design of Energy-using Products) では、輸送 (道路、鉄道、航空) を唯一の例外として、「エネルギー (電力、化石燃料、再生可能エネルギー) 依存製品」の「エコデザイン要求事項作成のための枠組みを設定」している。この広範囲の枠組みをEuPプログラムという。「エコデザイン」とは、「EuPの環境面の性能をそのライフサイクルを通じて改善することを目的として、環境側面を統合した製品設計」と定義されている。この枠組みには、製品の全ライフサイクル、すなわち設計、原材料、構成部品、製造工程、運転性能及び廃棄が含まれる。

枠組み指令に基づく長期的なEuPプログラムは、一連の詳細な実施指令につながるものであるが、そのいずれもまだ草案が作成されておらず、環境性能の測定可能なベンチマークに基づいて作成されることになる。実施指令が要求していることは、直接的な適用のみである。

この問題に詳しい専門家らの間では、同プログラムが世界産業に大きな影響を及ぼす可能性があるとの点で意見の一致が見られる。この分野の公式機関である国連環境計画 (UNEP) が、本プロジェクトについてインタビューを受けた際の言葉を借りれば、「この分野でEUが行っていることは、事実上の国際規格に容易になり得る」のである。電気テレビ機器への特定有害物質の使用制限指令 (RoHS) とそれが国際規格に及ぼす影響が、その先例として引用されている。WTOの規則によってその適用範囲にはある程度の制約が課されるが、そのような制約があっても、このプログラムが強い影響を及ぼすことへの妨げとはならないと予測される。以下に示した記事は、2006年2月のある新聞から抜粋したものであるが、同じ見方を反映している。

エコデザインが世界を揺り動かそうとしている。欧州、日本、中国、そして北米の一部では新たな多数の環境規制によって、電子機器サプライチェーンが根本的変革を強いられているが、業界筋は、この過程が実施されるまでには数年かかるだろうと述べている。

電子機器の製造と供給、2006年2月

EuPプログラムの背後にある最も重要な原動力は、EUの広範囲にわたる気候変動プログラムであり、これには、京都議定書に基づくEUの義務が含まれる。EUが京都議定書に基づいて果たさなければならない義務である二酸化炭素排出削減のうち、EuPプログラムだけで25%以上を達成できる可能性がある、EUは推定している。最近でも、気候変動プログラムの強化及び拡大が示唆されている。

EuPプログラムは電気製品とエネルギー効率に重点を置くが、問題はそれだけに限らず、とりわけ産業機器及びビルの電気以外のエネルギー使用製品も対象になる可能性がある、EUは指摘している。新たな技術必須要件は、目標を達成するための一方に過ぎず、自主的合意や優遇税制といった方法も考えられる。

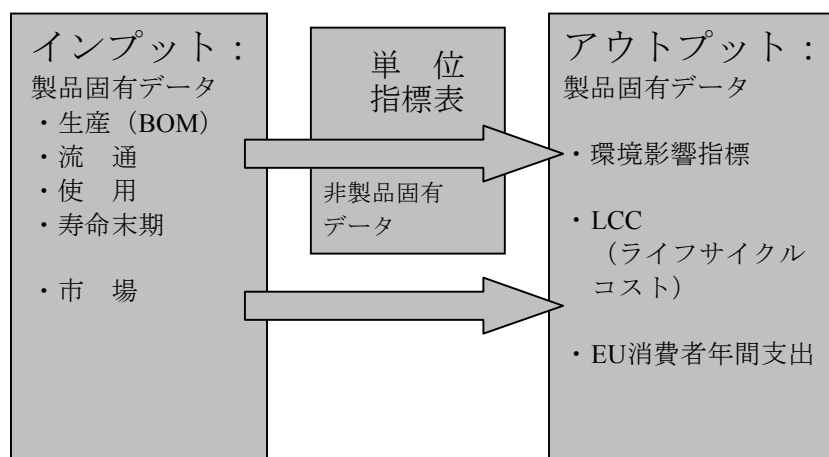
このプログラムによって、製品が引き起こす環境被害の低減を目指してきた多くのEUプログラム-----例えば、WEEE（廃電気電子機器指令）、RoHS（特定有害物質使用制限指令）、それに多くのエネルギー効率指令など-----の適用範囲が拡大される。EuPはこれらよりもはるかに適用範囲が広く、したがって影響もそれに応じて増大する可能性がある。

EuPプログラムの現状

枠組み指令の採択とは別に、以下に示す4つの行動計画がこれまでに実施されてきた。

- 完了：適用範囲内の全製品に適用される方法が、すでに規定されている。すなわち、エコデザイン評価のためのインプット、および環境性能を測定できるベンチマークの形式をとったアウトプットについて規定している。
- 完了：欧州企業に対する初期の意識向上キャンペーン
- 実施中：特定の製品分野又は課題に関し、12～19カ月の期限内で測定可能なエコデザインのベンチマークを提案する14件のパイロットスタディ
- 実施中：関連の現行規格の目録作成、及び新規格が必要な領域を判断するためのギャップ分析。試験/測定規格が重要になると考えられる。

方法はすでに規定されている



EU自体の現行プログラム、あるいは国際レベルにある現行プログラムも数多く関連している。その最新のものは、「持続可能な製品に関する国際タスクフォース(TFSP)」で、これも、持続可能な消費生産に関する国連マラケシュプロセスの特定プログラムとされている。

EuPプログラムのいずれかの実施指令が法的に適用される可能性がある最も早い時期は2007年後期であるが、指令はまだ草案段階にも至っておらず、草案の審査と承認に必要な組織も整備されていないため、適用までには時間がかかる。プログラムが重要な影響を与えることになるのは2008年以降になると、以前からEUは指摘している。京都議定書が規定する2012年という期限が理論的な終始点ではあるが、実際に行動が終了する可能性は低い。

EuPプログラムの行動を含め、気候変動に対処するための効果的な行動を新たに起こすことへの圧力が弱まる兆しはないものの、迅速な進捗を阻む障害をいくつか特定することができる。

- このプロジェクトでは、エネルギー効率の分野以外には重要な行動計画が策定されていない。
- エネルギー効率に関しては、欧州委員会が、気候変動総局内でエネルギー効率の単位を作成するため、組織の再編成を現在実施中である。これは期待できる動きであるが、エネルギー問題はこれまでエネルギー総局内で扱われてきたため、新たな展開が目に見える効果を示すまでには時間がかかると思われる。一方、京都議定書の目標を達成するためにあとどれほどの進捗が必要なのか、すでに実施されてきた評価以外には何ら明確な評価がなされていない。
- これまでのEUの規格作業は、電子技術規格に重点を置いてきた。電子技術分野以外には、規格を検討するための詳細な作業プログラムがない。
- エコデザインへの政策的対応を国際的に調整するため、何らかの対策が望ましいことがEU域内で認識されているが、それをいかに達成するかについての明確な概念がない。
- 官僚主義が制御不能になる恐れから、進捗が遅れる可能性がある。例えば、ブリュッセルにあるEUの常設機関の1つである諮問組織、EUの経済社会委員会は、EUのエネルギー政策を検討し、法律が重複して複雑に絡み合い、官僚的な規則がますます分かりにくくなり、経済の障害になる危険を指摘している。

日本が対応できる範囲

日本には、このプログラムを監視し、影響を及ぼし、実施を計画するためのメカニズムとして、広範囲の選択肢がある。時期、ルート、及び行動レベルにも選択肢があり、考えられる1つの選択肢は、新たなメカニズムを加えるのではなく、すでにあるメカ

ニズムを維持することである。

ただし、この分野の国際対話のためのメカニズムはすでに数多くあり、さらに計画もされているが、EUがEuPプログラムの実施指令について決定を下す前に、欧州以外の利益及び欧州以外の技術を適切に考慮できるメカニズムとしてそれらが適切かは疑問である。本報告書では、既存メカニズムが適切か否かを提案するのではなく、進展する可能性のあるルートが完全に範囲内に収まるような広範囲の背景を設定している。この分野で日本との対話を広げる上で、欧州の関心が広範囲に及んでいることが、今回の調査から明らかになった。

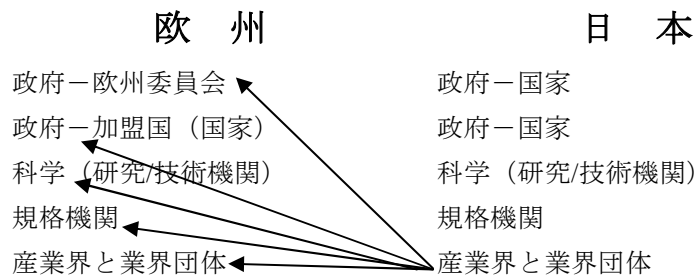
すでに存在するか又は進展中で、今回の調査で確認した日本との対話のメカニズムは、以下のとおりである。

- JISC（日本工業標準調査会）に、（電子技術）規格審査の最新段階について、助言を求めている。
- 日本は、「持続可能な製品に関する国際タスクフォース」及び関連する他のUNEPライフサイクル分析（LCA）プログラムに参加している。
- エネルギー効率に関して、欧州委員会エネルギー総局との対話を強化するための努力がなされている。
- 同じ分野でEUの共同研究センターが実施している政府研究プログラム、とりわけライフサイクル分析（LCA）に関して、すでに情報交換が行われている。取り上げる範囲はEuP問題に特定されるわけではないが、話し合いのためのフォーラムを他にもいくつか利用できる。政府間のハイレベルな対話グループがその例である。

[本調査では明確に特定していないメカニズム、とりわけ、1] 京都議定書、2] 欧州委員会とのハイレベルな規制改革対話等の広い枠組み内のメカニズムが他にもあると考えられる。]

欧州との対話を進展させ拡大する可能性は、5つのレベルに存在する。すなわち、1) 産業界、2) 科学・研究組織、3) 規格機関、4) 欧州の各国政府、5) ブリュッセルのEU政府機関である。本プロジェクトでは、これら5つのレベルの全てと連絡を取ったが、この分野で日本との対話を進めることに積極性が示され、中には熱意を示す機関もあった。対話は、これらの異なるレベルの境界を越えることもできる。例えば、日本産業界は欧州産業界と対話するのみならず、他のどのレベルとも対話することができる。つまり、以下の図に例示するように、選択肢の幅は広いのである。

考えられる対話の方向の例：
レベルを問わず他のどのレベルとも対話が可能



この分野で日本の活動が活発になれば、その目的も広範囲の選択肢から選択できる。以下の内容は、選択肢として推奨することを目的としたものではなく、単に範囲について助言することを目的としたものである。以下の枠内の各項目についての詳細は、枠の下に記載するとおりである。

新たな行動として可能な領域

- ・ 日本の意識向上
- ・ 欧州における監視（規格、パイロットスタディ、SPTF（持続可能な調達に関するタスクフォース）、欧州委員会の新エネルギー部門、業界の姿勢、国家政府）
- ・ 製品分野/指標を対象とするEUの調査と並行した日本の科学調査
- ・ EUのパイロットスタディに対する技術供与
- ・ EU産業界との共同姿勢の確立
- ・ SPTFを通じEUとの共同政策を策定するための取り組みの強化/拡大

- ・ **産業界の意識向上。** この目的をすでに達成したEUは、背景説明の要点に関してモデルを提供できる。このような背景説明のほぼ全てが、これまでEU域内で行われ、EU以外でEU後援の意識向上のための活動が行われたのは本プロジェクトでは、タイにおけるセミナーのみである。
- ・ **監視。** これはすでに進行中であるのは明らかであるが、活動が最近活発になっているため、より体系的な調査と調整の強化が必要であろう。現在、欧州で監視すべき重要な領域は、以下のとおりである。
 - ・ 規格開発
 - ・ 環境性能のベンチマーク策定を目的とした14件のパイロットスタディ
 - ・ 「持続可能な製品に関する国際タスクフォース」の活動、より具体的には、欧州政府が同タスクフォースに提供する意見・情報、及びその背景を成す欧州での論議。特に有益なルートは英国にある。
 - ・ 欧州委員会の気候変動総局内のエネルギー担当新部署の活動、この部署

は本調査の実施と同時に設置されたばかりである。

- 関連のEU IPP（包括的製品政策）プログラムの活動
- EUの主要な業界団体、及び欧州で事業を行っているEU以外の業界団体が打ち出す姿勢
- **並行して進められる科学調査。** 前記の活動で取り上げる問題の大半は、日本の既存の調査、プログラムあるいは組織の範囲内に入っている可能性が高い。その一例として、EUの現在のパイロットスタディの対象となっている14領域のトップランナープログラムに関連する調査、あるいは特に試験及び測定分野の規格開発に該当するとして浮上している事項がある。日本で並行して新たな調査に着手するための領域を判断することを視野に入れて、EUのプログラムを検討してもよい。

EuP：パイロットスタディ

• ボイラー	• オフィス照明
• 給湯装置	• 街路照明
• パソコンとモニター	• 住宅用空調機
• 画像装置（ファックス、写真複写、スキャナー等）	• 電動機（150kW以下）
• テレビ	• 商業用冷蔵庫
• スタンバイモードとオフモード	• 家庭用冷蔵庫
• 充電器と外部電源	• 食器洗浄機/洗濯機（家庭用）

- **EUの技術調査に影響を及ぼす技術情報の供与。** この場合もまた、14件のパイロットスタディが例になる。これらのパイロットスタディの受託機関には、日本の技術やベンチマークについて詳細に調査するための予算がないが、データを容易に、明確に、かつ効率的に入手できれば、そのデータに大いなる関心を持つ可能性が高い。
- **EU産業界と共同の立場を確立。** この分野の利害については、EU産業界と日本産業界の共通点は多くあるが、全てが共通しているわけではない。防衛する必要性、すなわち不当な規制を阻止する必要性を認めた場合は、協力する価値も最大になることが、本調査から明らかである。産業界の姿勢が、環境責任を果たし、法に従うことを実証する業界キャンペーンの支持を目的とする場合は協力の価値も低くなり、その場合、日本の企業は独自性を保つことにより大きな利益があると考えられる。
- **この分野における政府方針の国際的合意を追及する体制の強化。** 現在のプログラムを強化する、あるいは新領域に拡大する必要があるかは不明である。前述のTFSPは、適切なテストケースになる。これは新しい構想で、成功させるためにはばう大な作業が新たに必要となる。このプログラムが、この分野の国際協力として適切な手段である、あるいは他の現行プログラムよりも優れているという国際合意はまだ得られていない。この点については、欧州内部でも意見の一致は見られない（欧州委員会がEU加盟国に反

対している)。日本はこのテストケースを利用して日本における現在のメカニズムが適切であるか評価することも考えられる。

新たな活動の時期も意識的な決断を要する問題である。最も重要な決断は、新たな活動をEUプログラムがまだ初期の発展段階で実施するか、あるいはEUの意図が明らかになるまで待つかという点である。この決断に関する判断は、本報告書の範囲を超えるものであり、主として政治的実現可能性及び経済的影響の可能性によって左右されるはずである。ただし、欧州側では、対話を強化し協力関係を深めていくための窓口は現在開かれているという紛れもない事実が、今回の調査によって明らかにされた点に注目すべきである。

目的と方法

1 目的

本調査の主な目的は、EuP（エネルギー使用製品）プログラムの進捗状況について、現状報告書を提供することである。これには、枠組み指令の背景と影響、枠組み指令と実施指令との相違、及び実施指令が産業界に及ぼす影響の性質と時期についての説明が含まれる。

2 方法

調査には、欧州委員会、及びこのプログラムに関する他の公的機関が公表した広範囲にわたるデータの検討のみならず、以下の一連の利害関係者を代表する数人の当事者との討議も含まれる。

- 国家レベル（EU加盟国）の政府機関、欧州委員会、UNEP及び国連マラケシュプロセスのもとに運営される「持続可能な製品に関する国際タスクフォース」などの超国家レベルの組織
- 欧州の業界団体
- 欧州の標準化機関

この討議を踏まえて、調査する電子データの範囲を拡大し、優先事項とスケジュールに関して非公式に理解を求め、この特定分野における日本との協力がどのように受け止められているかの評価を試みた。

EuP (エコデザイン) プログラム

EuP=エネルギー使用製品

目的： エコデザイン要求事項作成のための枠組みを設定すること
適用範囲： 目的どおりに機能するためにはエネルギー（電力、化石燃料、再生可能エネルギー）を使用する必要がある製品に適用し、輸送手段は適用外とする。

エコデザインが世界を揺り動かそうとしている。欧州、日本、中国、そして北米の一部では新たな多数の環境規制によって、電子機器サプライチェーンが抜本的な変革を強いられているが、業界筋は、この過程が実施されるまでには数年かかるだろうと述べている。 [電子機器の製造と供給、2006年2月]

・使用されてきたその他の用語：EEE（電気電子機器）、EuE（最終用途機器）

定義

EuPとは、Energy-using Products（エネルギー使用製品）の略語である。EuPの基本的定義は、「目的どおりに機能するためにはエネルギー（電力、化石燃料及び再生可能エネルギー）に依存する製品」とされている。¹ この定義から、EuPという用語の対象のうち最も重要なサブカテゴリーは、電気製品であることが分かる。² 過去においては、当該製品範囲を表すために他の用語も使用されてきたが、現在では用いられておらず、EuPが使用されている。³

このような製品が、EuPプログラムの対象である。このプログラムは最終的に、枠組み指令及び実施指令で構成される。枠組み指令が採択されたのは2005年で、次のように枠組みが定義されている。

「指令は、エネルギー使用製品のエコデザインに対する共同体の要求事項作成のための枠組みを設定する。これは、エネルギー効率及び環境保護水準を高めながら、同時にエネルギー安全保障を強化することにより、持続可能な発展に貢献するものである。」

「エコデザイン」とは、「EuPの環境面の性能をそのライフサイクルを通じて改善することを目的として、環境側面を統合した製品設計」と定義されている。

¹ 指令 2005/32/EC、これがEuP指令である。完全な表題は「エネルギー使用製品のエコデザイン要求事項作成のための枠組みを設定する指令」である。この定義には、「エネルギーを投入する必要のある部品で、EuPに組み込むことが意図されている部品を含め、当該エネルギーの生成、伝達及び測定のための製品」及び構成部品が含まれる。

² EuP指令が提案されたときに発行された説明覚書の中の記述で、この点が次のように確認されている。「全てのエネルギー源が対象になるが、電気、固形、液体及び気体燃料を使用する製品のみが、実施措置の対象になる可能性が高い。」同じ覚書で、主要な対象として最も頻繁に言及されているのは電気製品であるが、特定のサブセクターが明確に列記されているわけではない。自動車は除外されている。例えば建物内で使用される製品など、他の製品カテゴリーも原則として含まれるが、これらは多くの場合、すでに現行規制の対象となっている点を、同覚書は明らかにしている。

³ EEE（電気電子機器）、及びEuE（最終用途機器）という用語が用いられてきた。

背景

2005年に承認されたEuP指令は⁴、2003年に提案として公表されたが、この公表時に以下のような目的を公表している。⁵

欧州委員会提案の目的は、以下を目指して、エコデザイン要求事項に対処するための包括的かつ首尾一貫した法的枠組みを構築することである。

- エネルギー使用製品のEU域内での自由な移動を確保すること。
- エネルギー使用製品の総合的な環境性能を改善し、もって環境保護に貢献すること。
- エネルギー安全保障に貢献し、EU経済の競争力を強化すること。

前記の目的は全く新しいわけではなく、すでに確立された政策枠組みに適合するものである。とりわけこの指令は、京都議定書によって課された温室効果ガスの削減目標を達成するためのEUの取組みに大きく貢献することを目的としている。

EuP：いかに適合するか	180Mt＝京都議定書の削減目標である 696MtのCO ₂ の25%以上に等しい
「EuP 指令が広範囲に実施されれば（すなわち、最終的に採択される実施措置の数による）、全体的な技術的可能性として180MtのCO ₂ 削減につながる。2008年頃から既存の設置機器を交換すれば、大幅な削減に至る可能性が高い。」	
出典： ECCP（欧州気候変動プログラム）の2003年度の検討、4.5.8項	

しかし、京都議定書との関連は、単に政策的な関連だけではない。EuP指令の適用範囲内の製品による環境被害の低減を目的とする現行プログラムは、他にも数多くある。環境に優しい設計、ゆりかごから墓場までの（ライフサイクル）環境性能、エネルギー効率という概念は、EU政策の目標として定着している。

本プログラムの主な政策は、本報告書の付録に列記するとおりであり、以下に示す。

- 欧州気候変動プログラム（ECCP）
- 包括的製品政策（IPP）プログラム
- エネルギー管理プログラム（エネルギー消費制限又は消費を示すラベル表示の義務付けを含む）
- 環境とエネルギー分野の自主的ラベル表示及び監査プログラム。EUのエコラベル、

⁴ 前頁の脚注に記載の指令 2005/32/EC

⁵ 2003年12月15日の欧州連合理事会（閣僚理事会）会議議事録（参照番号C/03/370）

エネルギースターラベル、EMAS（環境管理監査制度）がその例である。

- WEEE（廃電気電子機器）指令及び包装指令等の廃棄物管理プログラム。これは、リサイクルや再生利用目標を義務付けるもので、リサイクル可能材料を使用するよう供給者に間接的に圧力を与えることにつながる。

EuPプログラムは、これらのプログラムに取って代わることが目的ではなく、単に調整を加えて補足することが目的である。事実、EuPプログラムに基づいて新たに目標を設定する場合は、前記の他のプログラムの法的手段を考慮すべきであることが、明示的に認められている。

EUのCEマーキングプログラムも、1つの背景になっている。これは、今後、CEマーキング指令になり、供給者は対象の各製品にCEマークを貼付することで要求事項への適合を宣言しなければならなくなる。これはまた、指令の要求事項への見なし適合を与えるため、欧州の整合規格が開発される可能性も示唆するものである。

目標と内容

2005年に採択された指令条文は、前記の背景に対して政策を実施するための枠組みを設定するもので、枠組み指令と呼ばれている。これは、詳細な実施指令が採択される前の準備段階である。

枠組み指令の基本的な目標と適用範囲は、きわめて広範囲にわたる。中でも前記のエコデザインの概念は、最も広範囲にわたり、当該枠組みは、エコデザイン要求事項を作成するための方法を規定すると同時に、個々の製品に固有の要求事項についても、そのレベルを特定するための方法を規定している。⁶ これらの方法には、製品設計、原材料又は部品の使用、製造工程、運転性能、又は廃棄が含まれる。製品に固有の要求事項に関する方法は、はるかに詳細な方法によってすでに補足されており、これについては本報告書の後半で説明する。

この広範囲な枠組みの中でも、これまでのところ明らかに優先されているのはエネルギー消費量の削減という目標であり、より具体的には、電気製品によるエネルギー消費量の削減である。各説明文書における欧州委員会の明示的な声明によれば、指令を策定する管理機構がこの目標を支持している。すなわち、EuP指令は当初、環境総局（省）が管理していたが、現在ではエネルギー総局と企業総局が合同で管理している。これも、2006年度の環境総局の再編成後に変更になる可能性がある。この再編成では気候変動総局が設置され、エネルギー担当部署が統合されるので、気候変動への対処に直接貢献するエネルギー政策及び他の政策の統合が促進される。

当該枠組みは、目標達成のための様々な方法から選択することを認めている。その方法には、必須の技術要件を課すことのみならず、産業界の自主的合意、及びラベル

⁶ この2つの方法は、EuP指令の附属文書 I、II に記載されている。

表示なども含まれる。⁷

枠組み指令は、EuPプログラムの目標が、EU域内で全く新しいわけではないことを認めている。

対象製品と課題

EuPプログラムが最終的に対象にする製品の決定的なリストはなく、唯一確実なリストは、第1回目の実施の対象として本章の後半に列記する14件のパイロットプロジェクトである。

ただし、ECCP（欧州気候変動プログラム）からもリストが公表されている。⁸ ECCPに関する最も最近の報告書は、2003年4月の「第2回ECCP進捗報告書」（参照番号なし）である。

ECCPプログラムで注目すべき特定の製品分野として列記されているものを以下に示す⁹

- ビルの室内冷暖房装置
- 温水ボイラー
- 調理器（化石燃料によるもの、電気式の双方）
- 冷蔵庫/冷凍庫
- 洗濯機
- 食器洗浄機
- 電気オーブン
- 電気照明機器
- 家庭用電化製品ーテレビ/オーディオ機器
- IT機器及びオフィス機器
- 産業用モーター/ポンプ/コンプレッサ/送風機
- 工業用プロセスヒーター

前記の製品分野は、二酸化炭素排出削減の可能性の点でも一覧として挙げられており、例えば当初の削減可能量が多い順では以下のとおりである。¹⁰

- 室内冷暖房装置
- 電子機器及びIT/オフィス機器
- 温水暖房システム
- 白物家電品
- 照明器具

⁷ EuP指令の前文に範囲が説明されている。

⁸ <http://europa.eu.int/comm/environment/climat/eccp.htm>

⁹ 第2回ECCP進捗報告書、2003年4月、75～78頁

¹⁰ ECCPに関する2003年度報告書、72頁

これらの製品の多くは、すでにエネルギー効率規制の対象になっている。エネルギー効率に関して家庭電化製品にすでに適用されている規格及び指令のリストは、本報告書の付録2に記載するとおりである。

対象となる課題の範囲は、前述のEuP指令の「ゆりかごから墓場まで」の範囲として、すでに説明したとおりである。すなわちEuPプログラムは、製品設計、使用する原材料、生産工程、耐用年数にわたる製品の使用、寿命末期の廃棄又は再生利用によって提起される環境性能上のあらゆる課題に適用される。

「ゆりかごから墓場まで」の概念が発展して、本章の「最新の状況」の節に示すより具体的な環境指標が作成された。

課題と規格との関係も、EuP指令で明示的に取り上げられ、対象となる製品分野に対する他の多くのEU規制と同様の観点から関係が規定されている。特に取り上げられている点は、以下のとおりである。

- 欧州規格（国際規格を反映した欧州規格を含む）は、EuPプログラムの指令の要求事項への見なし適合を与えるものとして認識される。
- 欧州委員会は、前記の具体的な目的のために欧州規格の開発を命じる権限を有する。実際に、環境に関するベンチマーク指標を適用するためには、試験及び測定規格を援助する組織を開発する必要がある点が認識されている。

規格開発の現況は、本章の「最新の状況」に提示するとおりである。

採択までのプロセス

EuPに関する新たな規制は、1) 枠組みの承認、及び2) 詳細な実施措置の採択、という2段階の手順を踏んで策定される。2) の段階がなければ、枠組みが実際に影響を及ぼすことは一切ない。

枠組み指令が2005年に承認されたことは、すでに記した。枠組み指令という用語は重要であるが、この場合、次のような分かりにくい点がある。

- 枠組み指令は、単独では、承認後でさえ直接的に要求事項を課すことはなく、単に基準としての枠組みを課すだけであり、その枠組みの中で詳細な実施措置を採択する。
- しかしながら分かりにくいのは、EuPの枠組み指令の前にすでに実施措置がいくつか採択されていると、欧州委員会が述べている点である。任意と強制双方のいくつかの指令やプログラムが列記されており、¹¹ EuP指令の補足とされている。その例として、省エネルギーラベリング制度、廃電気電子機器を対象とするWEEE指令、電気製品への危険物質使用を制限するROHS指令、及び設立されてから長いがほとんど利用されていないEUのエコラベル制度が挙げられる。

¹¹ 特にEuP指令の前文33。

- したがって、EuP指令を通じて政策枠組みが設定されてもそれによって初めて実施措置が採択されるわけではなく、実施措置を今後新たに加えるのが容易になるだけである。

新たな実施措置は、具体的な実施指令を通じて適用されることになる。実施指令採択のためのプロセスは、前記の枠組み採択の場合とは異なる。とりわけ、各実施指令案について、利害関係者と協議するという厳しいプロセスが課されている。

実施指令を採択できるまでの主な段階は、以下のとおりである。

- 実現可能な環境ベンチマークを規定するための科学調査（欧州委員会が指示）。この調査には、規格開発作業が含まれる場合もある。
- 欧州委員会が詳細な実施措置を提案
- 提案を、利害関係者全員に開かれている拘束性のない公開協議会に提出
- 提案を、政府代表者による規制委員会に提出。この規制委員会で、提案が受諾可能か否かについて多数決により決定する。

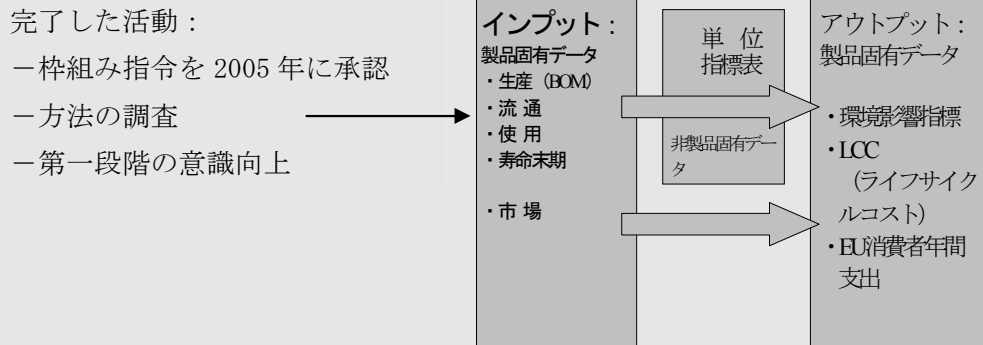
前記の規制委員会が提案を受諾すれば、欧州委員会は実施指令を発表することができ、指令に規定する警告期間後に実施指令は自動的に発効になる。警告期間は、例えば、試験及び測定規格の開発に必要な期間など不可欠の準備期間を考慮に入れている。

提案が前記の規制委員会によって否認された場合は、欧州議会に提案を提出しなければならず、欧州議会は比較的複雑な手順によってこれを検討する。検討の結果、規制委員会の決定が確認されるか、又は否認される。

最新の状況

多くの活動が完了しあるいは開始され、最重要事項も本節に示すとおりであるが、最初の実施指令が承認又は適用される時期を正確に予測するのは不可能である。進捗のスケジュールを予測するに当たって慎重になる理由は、本節の末尾に示すとおりである。これまでに完了した活動を以下にまとめるが、これを用いれば予測に際して有用である。

EuP：現況とスケジュール(1)



枠組み指令の条文は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/dir2005-32.htm

方法の全文は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/relactiv.htm

第一段階の意識向上キャンペーンの詳細は、以下のURLから入手可能である。

<http://www.ecodesignarc.info/servlet/is/349/>

方法には環境指標が含まれるが、その主な例を以下の表及び次頁に示す。

環境影響指標： エネルギーのみではない！	
大気への放出 ・温室効果ガス ・オゾン層の減少 ・酸性化 ・揮発性有機化合物 (VOC) ・残留性有機汚染物質 (POP) ・重金属 ・PAH ・粒子状物質 (PM、ダスト)	水への放出 ・重金属 ・富栄養化 ・残留性有機汚染物質 (POP)
資源と廃棄物： ・総エネルギー必要量 (GER) ・うち、電気エネルギー (主要) ・水消費量 ・無害廃棄物、埋立地へ ・有害廃棄物の焼却	材料の使用： ・富栄養化 ・大量プラスチック ・工業プラスチック ・鉄金属 ・非鉄金属 ・コーティング ・素子 ・その他

いくつかの行動が数多く開始されたが、まだ完了していない。

EuP：現況とスケジュール(2)

- ・開始され実施中の活動：
 - －実施指令に関する14件のパイロットスタディ（14～21カ月）
 - －規格の検討：目録作成とギャップ分析
 - －国際協調基盤の追求（国連マラケシュプロセス）

パイロットスタディの一覧は、以下に示すとおりである。

EuP：パイロットスタディ

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ・ ボイラー | ・ オフィス照明 |
| ・ 給湯装置 | ・ 街路照明 |
| ・ パソコンとモニター | ・ 住宅用空調機 |
| ・ 画像装置（ファックス、写真複写、
スキャナー等） | ・ 電動機<150kW |
| ・ テレビ | ・ 商業用冷蔵庫 |
| ・ スタンバイモードとオフモード | ・ 家庭用冷蔵庫 |
| ・ 充電器と外部電源 | ・ 食器洗浄機/洗濯機（家庭用） |

標準化プログラムの詳細は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/reactiv.htm

前記の活動によって示される進捗状況にもかかわらず、実施指令の採択及び適用に関するスケジュールの予測に当たっては、すでに提供した予測を残る障害に照らし合わせてバランスを図り、慎重さを維持することが重要である。特に、以下の点を考慮すべきである。

- ・ 前述のように、京都議定書によって課された温室効果ガスの削減目標にこのプログラムが大きく貢献することを望んでいると、EUは表明している。これは、（まだ不確定の）一連の実施指令の適用の期限が2012年であることを暗に示すものである。これとは別に、本報告書にすでに記したように、2008年からプログラムの具体的成果が生まれ始めることを期待していると、EUは公表している。
- ・ しかし、迅速な進捗を阻む以下のような障害があると考えられる。

- ・現時点では事を急ぐ必要がない：
 - － 実施指令は草案段階にも至っていない。
 - － パイロットスタディは少なくとも12カ月かかる。
 - － 欧州委員会のプログラム管理は最適ではなく、エネルギー効率と気候変動政策を統合するための新たな組織は始まったばかりである。
 - － 試験及び測定規格について多くの開発が必要である。
 - － エネルギー効率以外の措置に関する本格的な検討はまだ始まっていない。
 - － 国際調整の見通しは不明確なままである（例えば、米国、カナダ、オーストラリアなど）。

プログラムに対する強力かつ統一されたリーダーシップが欧州政府にないため、これらの問題が複雑化している。このことは、以下によって明らかである。

- ・ 欧州委員会内部では、現在、企業総局とエネルギー総局とがリーダーシップを共有している。2つの総局それぞれが他方を考慮し、明確かつ総合的な計画を推し進めることを控えている。
- ・ これも欧州委員会内部のことであるが、第3の総局、環境総局が、気候変動総局内に、気候変動政策の一要素として特にエネルギー政策を担当する部署を作る意図があることを非公式に示唆している。これは原則として素晴らしい情報であり、気候変動を背景にエネルギー効率をより明確に検討することにつながるが、その部署が行動計画を主導できるかは不明である。本プロジェクトに関する調査中、エネルギー担当欧州委員会事務局の有力筋は、そのような新しい部署の設置については一切関知していないと述べている。
- ・ 欧州委員会が着手しているプログラムは、個々の加盟国には最適なものとして受け入れられていないようであり、加盟国の個々の政府が別個のプログラムを実施しており、これが欧州委員会の政策に抵触する場合としない場合がある。それは、主に「持続可能な製品に関する国際タスクフォース（TFSP）」に顕著である。

前記を背景にすると、TFSPが特に関心の対象になるかもしれない。TFSPの活動の基本的概要は、以下のURLに掲載されている。

<http://www.mtprog.com/Marrakech.aspx>

本プロジェクト中に非公式に連絡を取ることによって、TFSPに関し以下のことが明らかになった。

- ・ このタスクフォースは、広く知られている国連マラケシュプロセスの一要素として設置され、13カ国に加えIEA（国際エネルギー機関）、UNDP（国連開発計画）、及びUNEP（国連環境計画）が参加している。日本もメンバーであると報告されている。
- ・ これまでに開催された会議は1回で、2005年11月であった。今後も会議

が予定されている。

- 重要な点は、欧州委員会がこの活動への参加をこれまでのところ辞退していることで、EU加盟国政府に参加を委ねている。TFSP事務局は、英国政府が運営している。EuPプログラムの対象分野でこのように並行した活動プログラムがあることが、EuPプログラム自体の進捗に役立つのか、これを妨げるかは不明である。この分野の国際協調として最も重要な試みが、欧州における同様の協調に対して責任を負う欧州委員会の参加なしに進められていることは、奇妙というほかはない。
- 製品の持続可能性の向上という全体的な目標に向けて、具体的な活動計画の草案が現在作成されているが、その目的は、規格に関する情報及び製品性能に関する情報を共有し、適切な場合は後に新規格を開発するために各国が協力するよう働きかけることである。試験手順の調整が特に優先課題とされている。

日本の対応－その選択肢と原則－

はじめに

EuPプログラムの進展を監視することは間違いなく重要である。前章では、このEUプログラムに対する関心はきわめて高く、同時に情報に通じた監視者は、国際サプライチェーンに重大な影響を与えるものと期待している及び/又はエネルギー使用製品、とりわけ電気電子機器の今後のエコデザイン規格を決定するのはEUであると考えている点について述べた。

したがって問題は、EuPプログラムが監視に値するほど重要かという点ではなく、これは明らかに重要であるから問題にはならず、現在の対話のメカニズムを拡大する必要があるか、という点である。日本にはすでに、いくつかの対話ルートがあり、ここから引き続き進捗状況についての情報が得られるであろう。しかし、それだけで十分なのか？

本章は、この問題への答えに役立つデータを提供することが目的である。本章では、EU域内及び国際レベルでの関連活動について説明し、日本との現在の対話ルート及び今後可能なルートの概要を述べ、日本の現在の関係活動にどのようなルートが加わる可能性があるかについて考えを述べる。

前置きとして、以下の2点のコメントが適切であろう。

- 特に強調すべき重要な点は、日本との現在の対話を拡大する関連活動に欧州が参加することへの関心が広範囲に広がっていることである。この関心は、本報告書を作成する過程で実施した話し合いの中で、繰り返し確認された。
- EUのこの分野の関連活動は全て初期の発展段階にある。実施指令に関しても確実な決定が何ら下されていないのみならず、¹² 草案さえ作成されていない。技術作業の準備はある程度行われているが、¹³ 今後の対策の原則になる最も重要な技術調査はまだ完了していない。

日本の対応の目的

日本政府及び/又は日本人による行動の目的を欧州の観点から示唆することも有用な手段となろう。目的として以下が挙げられる。

- 政府レベルでは：
 - 技術規制、財政的誘因や推進活動等の他の措置、産業界に対して意識向

¹² EuPプログラムで実施指令が果たす役割については、本報告書の前章で説明したとおりである。

¹³ 特に、方法論調査及び利用できる規格の予備的検討。これらの活動はいずれも、本報告書の前章で説明したとおりである。

上を図るプログラムや教育プログラムなどEUの政府措置が日本にとって参考になるか、あるいは日本にも適用できるかを検討するため、EUの規制プログラムを監視すること。

- 単に監視することだけでなく、EUの政策の方向性を（前もって）予測すること。
- 例えば、EUがWTOの要件に完全に準拠するように、あるいはEUのみによる取り組みではなく、国際的な取り組みを行うように図ることでEUの規制政策に影響を与えること。

注目すべき重要な点は、政府レベルでは、規制についてのEUの考え方がまだきわめて初期の段階にあることである。すなわち、EuPプログラムの実施指令は、草案段階にも至っておらず、前章で説明した現行の14件のパイロットスタディが完了するまでは、草案作成に至らないと考えられる。

- EuPプログラムの基礎になる科学調査レベルでは：
 - EUの調査が、日本において利用可能な最善の調査及びBAT（利用可能な最善の手法）を十分考慮に入れているか確認すること。
 - 前記の内容と逆に、この分野で最高のEUの科学調査を活用すること。
 - 科学調査がEUの規制政策の策定にいかに関与しているか理解すること。
- EUの規格開発レベルでは：
 - 該当する場合、EUの規格開発がEUのみの活動として留まるのではなく、国際レベルにまで昇華されるか確認すること。
 - EUの新規格を日本の企業にも適用できるか確認すること。
- EU産業界レベルでは：
 - 政府に対する共同の防御活動の機会を考慮すること。すなわち、不当なあるいは経済の原則に反する規制要求を阻止すること。
 - 例えば、自動車部門で模索されている目標に類似した産業界の共通の自主的目標を設定するなど、防御ではない他の共同構想の機会を考慮すること。
 - 欧州の産業界がEuPに対していかに備えているかについて知ること。その目的は、日本の産業界に対し、行動の必要性を時宜を得て喚起し、その行動の性質を知らせることである。

現在における日本との対話に関する原則

本調査は、欧州筋が現在重要と視している対話ルートを確認することが目的であった。本調査では欧州以外は調査しなかったため、以下に記載する以外にも他のルートが存在する可能性がある。しかし、欧州で重要と見なされているルートの一覧は、他のルートをより活発に用いる必要があるか、あるいは新たなルートを加える必要があるかを検討する上で有用であると考えられる。

日本との対話のメカニズムはすでに存在しているかもしくは進展中であり、これは今回の調査で確認されており、その内容を以下に示す。

- (電子技術) 規格審査の最新段階についてJISC (日本工業標準調査会) に助言を求めている。これは、CENELEC TC 111xが管理している。¹⁴ このプログラムは、今後のより広範なEuPプログラムにとって重要であるが、新規格の実際の開発については、まだ何も作業が始まっていない。これまでに重点が置かれてきた作業は、関連が高いと考えられる欧州規格及び国際規格の信頼できる目録を作成することであった。
- 日本は、国連マラケシュプロセスのもとに設置された「持続可能な製品に関する国際タスクフォース (TFSP)」に参加している。¹⁵ TFSPが作業を開始したのは2005年の後半になってからであり、まだ何の成果も生まれていない。ただし、その構想にはEuPにとって極めて重要と考えられる要素が含まれている。すなわち、政府プログラムに関して国際合意を形成する機会を検討することである。TFSPの範囲には、EuPプログラムの範囲が含まれる。欧州委員会がTFSPに参加していないことの意味については、本報告書の前章ですでに記したとおりである。
- 日本は、関連のUNEPライフサイクル分析 (LCA) プログラムにも参加している。¹⁶ このプログラムは、関連問題に関する体系的な国際対話の原則を提供するため、EuPと相補し原則的に有用であり、同じ主題を扱う欧州委員会の研究センターとこのプログラム間で情報交換が行われている。ただし、このプログラムがEuPプログラムに重要あるいは直接的な影響を及ぼすものとEUが考えているかについては、本プロジェクトで明らかにすることはできなかった。
- 日本の研究機関と、イスプラ (イタリア) にある欧州委員会の共同研究センターとの間には、研究レベルでの非公式な直接対話があり、LCAが取り上げられている。EuPプログラムに直接影響する課題に関し、合意を目指した話し合いがもたれているかについては、本プロジェクトで明らかにすることはできなかった。
- 政府間の対話は、日本とEU間ですでに存在している。EuPプログラムの課題についても、欧州委員会対外関係総局との通常のハイレベルな対話の中ですでに提起されており、また、エネルギー効率に関して、日本政府とエネルギー総局間の対話を強化するための努力もなされている。これらの対話が有用であることは間違いないが、EuPプログラムに関連す

¹⁴ この標準化調査に関連する文書は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/relectiv.htm

¹⁵ このプログラムに関するデータは、以下のURLに掲載されている。

<http://www.mtprog.com/Marrakech.aspx>

¹⁶ このプログラムの詳細は、<http://lcinitiative.unep.fr/>及び<http://www.uneptie.org/pc/sustain/lcinitiative/home.htm>から入手可能である。

る課題に対する責任の所在が欧州委員会内部で曖昧になっているため、日本がこれらの対話ルートによって決定的な影響力を行使することが難しくなっている。前記の2総局以外にも、EuPプログラムに対して、程度の差こそあれ、責任を負う欧州委員会の総局が少なくとも他に2つある。すなわち、環境総局と企業総局である。中でも特に環境総局が重要となるのは、次ぎの点においてである。すなわち、未確認ではあるが、本プロジェクトの調査中にまとめられた新たな報告書によると、気候変動プログラムのもつ特有の背景を考慮した結果、その中にエネルギー政策を組み込むための部署を新たに設置することを環境総局が決定したとある。

本調査の過程で問い合わせた欧州側の連絡先が、日本のトップランナープログラムについて一度も言及しなかった点は、おそらく重要なことと考えられる。

[本調査では明確に特定していないメカニズム、とりわけ、1] 京都議定書、2] 欧州委員会とのハイレベルな規制改革対話等の広い枠組み内のメカニズムが他にもあると考えられる。]

他にどのような行動ルートがあるか？

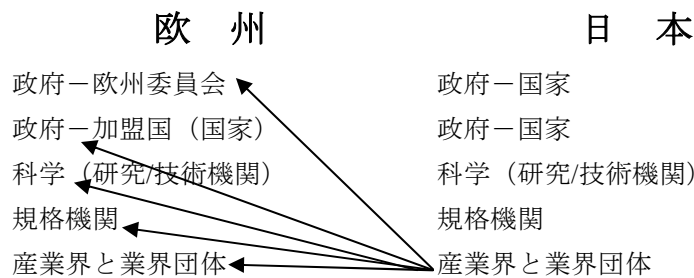
本節では、行動を提案するのではなく、互いのメリットについて日本で論議するための原則として、行動の可能性のみを列記するに留める。

本章の前部では、この分野でのEUとの関係の目的を提示することで、背景情報を提供した。この背景情報では、関係と行動の可能性として政府、科学調査、標準化、及び産業界という4つのレベルを提示した。

ただし、政府ルートはさらに分類する必要がある。つまり、一方の欧州委員会と他方のEU加盟国である。欧州では、この双方のレベルと並行した活動が行われていることは先に記したとおりである。¹⁷

本プロジェクトでは、5つのレベル（産業界、科学・研究機関、規格機関、欧州各国政府、ブリュッセルのEU政府機関）と全て連絡を取ったが、この分野で日本との対話を進めることに積極性を示し、中には熱意を示す機関もあった。対話は、これらの異なるレベルの境界を越えることもできる。例えば、日本産業界は欧州産業界と対話するのみならず、他のどのレベルとも対話することができる。つまり、以下の図に例示するように、選択肢の幅は広いのである。

¹⁷ その例として特に、欧州委員会が参加することなく、「持続可能な製品に関する国際タスクフォース (TFSP)」が進められている。



本プロジェクトでは、前記の全てのレベルと取った連絡で、以下のような具体例を確認した。

- 欧州委員会は、現行の対話ルート強化に取り組む態勢ができている。
- 前記のTFSPに関与する国家（EU加盟国）は、すでに日本と連絡を取っており、国際行動をさらに進める機会を模索することに熱心である。
- 実施指令に関する14件のパイロットプロジェクトのうち2件について作業を進めている受託機関に日本からの情報提供は歓迎するか、それとも不要と考えるか聞いてみたところ、答えは「歓迎する」と明瞭であったが、ただ受託機関自身が置かれている状況は、日本の技術や政策を研究するだけの十分な資金を要請する立場にはなく、また、日本に渡航するなどのプロジェクト予算に余裕がないため、研究予算の枠内で資金を都合することも不可能な状況にあるに過ぎない。こうした制約された状況ではあるが、日本からの情報提供は大いに価値のあることと受け止めているのは事実のようである。
- 本プロジェクトでは、CENELEC TC 111xの会長に会見を求めた。¹⁸ 同会長は、この分野で日本との対話を進めたいとの希望をもっている証として、JISC宛に送付する協議文書を挙げた。
- 本プロジェクトでは、業界団体とも連絡を取った。欧州以外の業界団体との対話の内容については、競争上の理由から、ある程度の慎重さがあるのは当然であるが、この問題が重要であることから、何らかの取り組みとして積極的に対応すべきであるとの見解が確認された。ROHSのような別の指令を防止するための産業界の共同活動の必要性が強調された。¹⁹

新たな行動は、どのような内容なのか？

この分野の日本のプログラム、例えば関係ルートの拡大等の内容も広範な選択肢から選択することができる。以下の内容は、選択肢として推奨することを目的としたものではなく、単に選択範囲の目安として挙げたものに過ぎない。

- **産業界の意識向上。** この目的をすでに達成したEUは、背景説明の要点に

¹⁸ 先に記したとおり、TC 111xは、EuPプログラムの最初の標準化要求に対して責任を負う。

¹⁹ ROHSとは、2006年7月に発効される特定危険物質に関する使用制限指令で、この指令によって、多くの場合十分な計画期間もなく、製品設計の大きな手直しが必要になる。

関してモデルを提供できる。このような背景説明のほぼ全てがこれまでEU域内で行われ、EU以外でEU後援の意識向上のための活動が行われたのは本プロジェクトではタイにおけるセミナーのみである。

- **監視。** これはすでに進行中であるのは明らかであるが、活動が最近活発になっているため、より体系的な調査と調整の強化が必要であろう。現在、欧州で監視すべき重要な領域は、以下のとおりである。
 - 規格開発
 - 環境性能のベンチマーク策定を目的とした14件のパイロットスタディ
 - 「持続可能な製品に関する国際タスクフォース」の活動、より具体的には、欧州政府が同タスクフォースに提供する意見・情報及びその背景を成す欧州での論議。特に有益なルートは英国である。
 - 欧州委員会の気候変動総局内のエネルギー担当新部署の活動。この部署は本調査の実施と同時に設置されたばかりである。
 - 関連のEU IPP（包括的製品政策）プログラムの活動
 - EUの主要な業界団体及び欧州で事業を行っているEU以外の業界団体が打ち出す姿勢
- **並行して進められる科学調査。** 前記の活動で取り上げる問題の大半は、日本の既存の調査、プログラムあるいは組織の範囲内に入っている可能性が高い。その一例として、EUの現在のパイロットスタディの対象となっている14領域のトップランナープログラムに関連する調査、あるいは特に試験及び測定分野の規格開発に該当するとして浮上している事項がある。日本で並行して新たな調査に着手するための領域を判断することを視野に入れ、EUのプログラムを検討してもよい。
- **EUの技術調査に影響を及ぼす技術情報の供与。** この場合もまた14件のパイロットスタディを例に挙げる。これらのパイロットスタディの受託機関には、日本の技術やベンチマークについて詳細に調査するための予算がないが、データを容易に、かつ効率的に、しかも間違いなく入手できるのであれば、そのデータに対し大いなる関心をもつ可能性が高い。
- **EU産業界と共同の立場を確立。** この分野の利害については、EU産業界と日本産業界の共通点は多くあるが、全てが共通しているわけではない。防御する必要性すなわち不当な規制を阻止する必要性を認めた場合は、協力する価値も最大になることが本調査から明らかになった。産業界の姿勢が環境責任を果たし、法に従うことを実証する業界キャンペーンの支持を目的とする場合は協力の価値も低くなり、その場合、日本の企業は独自性を保つことにより大きな利益があると思われる。
- **この分野における政府方針の国際的合意を迫及する体制の強化。** 現在のプログラムを強化する、あるいは新領域に拡大する必要があるかは不明である。前述のTFSPは、適切なテストケースになる。これは新しい構想で、成功させるためにはぼう大な作業が新たに必要となる。このプログラムが、この分野の国際協力として適切な手段である、あるいは他の現行プログラムよりも優れているという国際合意はまだ得られていない。この点については、欧州内部も意見の一致は見られない（欧州委員会がEU加盟国に反対している）。日本はこのテストケースを利用して日本における現在のメカ

リズムが適切なものであるか評価することも考えられる。

時 期

新たな活動の時期も、意識的な決断を要する問題である。EuPプログラムの行動の時期に関する欧州の考え方の現況は、本報告書ですでに概要を述べたとおりである。日本の行動の時期とは、何を意味するのか？

最も重要な決断は、新たな活動をEUプログラムがまだ早期の発展途上にある段階で実施するのか、あるいはEUの意図が明らかになるまで待つかという点である。この決断に関する判断は、本報告書の範囲を超えるものであり、主として政治的実現可能性及び経済的影響の可能性によって左右されるはずである。ただし、欧州側の対話を強化し協力関係を深めていくための窓口は現在開かれているという紛れも無い事実が、今回の調査によって明らかにされた点に注目すべきである。

有用な情報源であるインターネット

有用な情報源であるインターネットについては、本報告書の各章に記載してきた。本頁では、監視に役立つ可能性が最も高い情報源を列記する。

枠組み指令の条文は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/dir2005-32.htm

方法の全文は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/relactiv.htm

第一段階の意識向上キャンペーンの詳細は、以下のURLから入手可能である。

<http://www.ecodesignarc.info/servlet/is/349/>

標準化プログラムの詳細は、以下のURLから入手可能である。

http://europa.eu.int/comm/enterprise/eco_design/relactiv.htm

「持続可能な製品に関する国際タスクフォース（TFSP）」の背景は、以下のURLから入手可能である。

<http://www.mtprog.com/Marrakech.aspx>

以下のプログラムに関する基本的内容及び最新情報は、各々のURLから入手可能である。

ECCP（欧州気候変動プログラム）

<http://europa.eu.int/comm/environment/climat/eccp.htm>

IPPプログラム

<http://europa.eu.int/comm/environment/ipp/>

前記との関連できわめて重要なのは、IPPの実施に関する最新データである。

<http://europa.eu.int/comm/environment/ipp/implementation.htm>

エネルギースタープログラム

<http://europa.eu.int/comm/energy/en/ener-star-prog.html>

及び <http://energyefficiency.jrc.cec.eu.int/energystar/>

他のエネルギー管理プログラム全般

http://europa.eu.int/comm/energy/intelligent/index_en.html

<http://www.managenergy.net/>

エネルギー需要管理に関する法律全般

http://europa.eu.int/comm/energy/demand/legislation/index_en.htm

ビルのエネルギー需要管理に関する法律

http://europa.eu.int/comm/energy/demand/legislation/buildings_en.htm

エコラベル・プログラム

<http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel>

リサイクルについて基本的規則を課す廃電気・電子機器リサイクル指令

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/weee_index.htm

[電気製品の危険物質使用に関する制限も同じウェブサイトで説明されている。]

欧州汚染防止管理統合局（EIPPCB）は、BAT（利用可能な最善の手法）参考文書を

作成している。詳細は以下に掲載。

<http://eippcb.jrc.es/pages/FAbout.htm>

付録1

広範な背景：補完的EUプログラム

EuPプログラムの影響の可能性を評価する際には、他の補完的EUプログラムの結果として生じる目的や義務を理解することが重要である。このような補完的プログラムによって、EuPプログラムによる行動が不要になることが多いからである。その理由は、本報告書でEuPに関して列記した目的の多くが、目新しいものではないからである。特に、環境に優しい設計、ゆりかごから墓場までの（ライフサイクル）環境性能、エネルギー効率という概念は、EU政策の目標として定着している。

EuPプログラムに関連するのは、以下のEUプログラムである。

ECCP（欧州気候変動プログラム）

ECCP（欧州気候変動プログラム）は、あらゆるプログラムの中でもおそらく最も直接的に関連していると言える。EuP枠組み指令の最新の草案では、以下のように明確に規定している。²⁰

「実施措置案の作成を考慮するに当たって、欧州委員会は、第15条に言及する欧州委員会が表明した見解を考慮に入れるものとし、さらに、欧州議会と理事会の決定No.1600/2002/EC（第6次環境行動計画）、又は欧州委員会の欧州気候変動プログラム（ECCP）に規定するような共同体の優先事項を考慮に入れるものとする…多大なコストをかけずに相当程度、温室効果ガスを削減できる可能性が高いとECCPが特定した製品から開始する」

ECCPの焦点は、温室効果ガス削減、及び京都議定書に定められているEUとしての目標達成に置かれている。このプログラムは、EUの京都議定書の削減目標、特にトン数に換算した二酸化炭素の削減に数値的影響を及ぼすような具体的プログラムを特定することが目的である。

ECCPの対象分野は、以下のとおりである。

- エネルギー供給
- 産業部門
- 家庭及び第三セクターにおけるエネルギー消費
- 輸送部門におけるエネルギー消費
- 輸送インフラ
- 廃棄物
- リサーチ

ECCPでは、前記に関してさらに焦点を絞り込んでいる。前記の分野のうち、

²⁰ 条項12.3及び条項13.2

製造されたエネルギー使用製品が含まれるのは、産業、家庭、及び第三次部門である。これらのサブカテゴリーは、以下のとおりである。

- 電気機器のエネルギー効率規格
- 工業プロセスに関するエネルギー効率規格
- 建造品（ボイラーなど）のエネルギー効率
- [自主的合意に関する枠組みの構築]
- ビルの暖房性能証明書
- ビルの照明性能の向上

このプログラムの具体的措置を示す概要が2000年に発表されたが、これを別添 I として本章に添付する。

ECCPの主なインターネットアドレスは、以下のとおりである。

<http://europa.eu.int/comm/environment/climat/eccp.htm>

IPP(包括的製品政策)

EuP枠組み指令は、具体的な実施措置では、[IPPの枠組みを規定する決定]における優先事項など、環境に関する優先事項を考慮に入れなければならないと要求している。²¹ この文書でIPPの目的は、製品の全ライフサイクルを通じて環境要件を考慮に入れ、環境に優しいプロセスと製品のより広範な適用を促すことであると明示されている。

IPPプログラムの目標は以下のとおりである。

持続可能な利用及び資源管理に関する主題的戦略を開発することであり、とりわけ以下を含む。

(a) 共同体における物質及び廃棄物の流れの推定（例えば、物質フロー分析を用いた資源生産性（入口）及び最終処分量（出口）を含む）

(b) 政策措置の効率、及び自然資源と廃棄物に関する補助金の影響の見直し

(c) 経済成長が負の環境影響を及ぼすことがないような資源効率、及び資源利用の削減に関する目標の設定

(d) エコ効率及び原材料、エネルギー、水、その他の資源の持続可能な利用を促進するための抽出及び生産の方法・技術の推進

(e) リサーチ、技術移転、市場型経済手段、ベストプラクティス（最も効果的、効率的な実践の方法又は最優良の事例）プログラム、資源効率の指標など、広範な手段の開発と実施

IPPプログラムは、2005年に向けていくつかの目標を設定したが、この目標はEuPプログラムにとってもきわめて重要である。これには以下のようなものが

²¹ この声明は、EuP枠組み指令の最新草案の条項12.3.a)に示されている。IPPの枠組みを設定する「決定」とは、欧州議会と理事会の決定No.1600/2002/EC（第6次環境行動計画）のことである。

含まれる。

- 「環境影響が最も大きい可能性のある製品を特定する」枠組みの中で、ライフサイクルの観点から環境影響が最も大きい製品グループに関する2005年初期の報告書
- IPPを特定の製品にいかに関適用するかを評価するための2件のパイロットスタディの完了。このパイロットスタディには、携帯電話及びチーク材のガーデンチェアが含まれる。
- IPPに関する製品の情報ニーズを検討する作業グループの作業に関する予備データ

IPPプログラムの現況は、以下のURLから入手可能である。

<http://europa.eu.int/comm/environment/ipp/implementation.htm>

エネルギー需要管理

エネルギー需要管理は、EU政策の一分野として定着しており、プログラムもいくつかある。具体的プログラムの概要を掲載した以下のURLが有用である。

<http://europa.eu.int/comm/energy/demand/overview/measures.htm>

このURLでは、いくつかのサブプログラムの1つとしてEuPプログラムを位置付けている。これらのサブプログラムの中には、エネルギー需要管理とエネルギー政策の他の課題とを関連付けているものもある。この関連の需要管理の一例としてインテリジェントエネルギー・プログラム（サブプログラムの1つ）があり、²² 主として以下の4課題を取り上げているが、中でも需要管理が優先事項とされている。

- エネルギー効率の向上及びエネルギーの合理的利用
- 新たな再生可能エネルギー源及びエネルギー供給の分散化
- 輸送のエネルギー面
- 途上国における再生可能エネルギー源及びエネルギー効率の推進

これらの中で、EuPとの関連から最も重要なサブプログラムを以下に示す。

- 家庭用機器のエネルギー効率ラベル表示制度及び/又は省エネルギーラベリング制度の義務付け。これには、照明、他の電気製品、温水ボイラー、ガス機器が含まれる。このプログラムに関する個々の指令を、付属文書2として本章に添付する。²³
- 建物内に使用される製品を含め、建物のエネルギー効率要件の義務付け。詳細は次のURLに掲載。

http://europa.eu.int/comm/energy/demand/legislation/buildings_en.htm

²² インターネットアドレス：http://europa.eu.int/comm/energy/intelligent/index_en.html

²³ EUの公式インターネットサイトのいずれにも包括的リストは掲載されていない。

- 自主的なエネルギースター制度。詳細は次のURLに掲載：
<http://europa.eu.int/comm/energy/en/ener-star-prog.html>、さらに重要なサイトは<http://energyefficiency.jrc.cec.eu.int/energystar/>で、このサイトには実際の申請用紙や基準が掲載されている。

廃棄物管理

EuPに関して現在最も重要なプログラムを以下に示す。

- リサイクルについて基本的規則を課す廃電気・電子機器リサイクル指令。
詳細は以下のURLに掲載。
http://europa.eu.int/comm/environment/waste/weee_index.htm
- 電気製品危険物質使用制限。前記と同じウェブサイトで説明。
- 包装指令。以下のURLに掲載。
http://europa.eu.int/comm/environment/waste/packaging_index.htm

付録2

家庭用機器のエネルギー効率に関する現行の要求事項

第1に、関連指令は以下のとおりである。

製 品	エネルギー消費に関する表示	許容消費上限値
冷蔵庫/冷凍庫	指令94/2/EC（2003/66/ECにより改正）のもと1995年から義務化。	1999年9月に義務化。許容限界値は、機器の容量及び型式により調整。指令96/57/EC。
洗濯機/乾燥機	独立した洗濯機又は乾燥機については、指令95/12/EC及び95/13/ECのもと1996年10月から義務化。複合洗濯機/乾燥機については、別の指令のもと1997年8月から義務化。	この分野の欧州の主要業界団体であるCECED（欧州家電工業会）は1999年までに1994年比で20%のエネルギー消費量の削減について自主的合意に達した。しかしながら、詳細な適用範囲、強制性及び結果についてははっきりしていない。
食器洗浄機	指令97/17/ECのもと1999年1月から義務化。	義務的措置はない。2001年後半この分野の主要業界団体において2004年までに最もエネルギー効率の悪いモデルを市場から撤退させる自主的合意の締結が報告されている。
家庭用エアコン	指令2002/31/ECのもと2003年1月から義務化。	
家庭用オーブン	指令2002/40/ECのもと2003年1月から義務化。	
家庭用照明機器	指令のもと2001年1月から義務化。	実施措置は特に規定されていない。
蛍光灯の電流安定器	実施措置は特に規定されていない。	指令2000/55/ECのもと2002年4月から義務化。
その他の製品	電気機器の中では、唯一温水ボイラーが強制的規定の対象となっている（指令92/42/EEC）。ガス機器は合理的なエネルギー使用に関する一般的な要求事項の対象であるが（指令90/396）、具体的な許容上限値は設けられていない。EUはその他の電気機器（オーブン、エアコン）を継続的に再検討の対象としているが、具体的な提案は公表されていない。2001年後半この分野の主要業界団体において2004年までに最もエネルギー効率の悪いモデルを市場から撤退させる自主的合意の締結が報告されている。	

第2に、適用される規格は以下のとおりである。

A EN 規格番号	B ISO/IEC 規格番号	C 名 称	D 公 表
153		主電源によって動作する家庭用冷蔵庫、冷凍食品保存室、食品冷凍庫とその複合機のエネルギー消費量を測定し、関連する特性を評価する方法。[1995年に承認。指令94/2/EECの当初の規定では1990年版を承認していたが、現在は更新されている。]	C65 1.3.1997 [指令94/2/EEC]、 96/57/EC 附属文 書1
14511		エアコン、液体冷却包装、室内冷暖房用電動コンプレッサ付きヒートポンプ（以下の全てを2004年に承認） 第1部：用語と定義 第2部：試験条件 第3部：試験方法 第4部：要求事項	C115.30.4.2004 [指令2002/31/EC]
50229		家庭用電気衣類洗濯機/乾燥機の性能測定法（1997年に承認）。当該承認の期限は2004年5月1日まで。	C161 28.5.1997 C49 22.2.2002 [指令96/60/EC]
50229		家庭用電気衣類洗濯機/乾燥機の性能測定法（2001年に承認）。	C49 22.2.2002
50242 A1 A2 A3		家庭用電気食器洗浄機－性能測定のための試験方法（基本規格、A1及びA2については1998年に承認。A3は2003年に承認）。この規格の即時承認が1999年3月4日のOJ L56に公表され、このために同規格が承認されるまで関連指令（97/17/EC）の実施が延期になった。	C49 22.2.2002 [指令97/17/EC、 1999/9/EC により 改正] C288 29.11.2003
50285		家庭用電気照明機器のエネルギー効率－測定方法（1999年に承認）	C49 22.2.2002 [指令98/11/EC]
50294		蛍光灯の電流安定器（1998年版）	L279 1.11.2000 [指令2000/55/EC]
50304		家庭用電気オープンエネルギー消費量の測定方法（2001年に承認）	C242 8.10.2002 [指令2002/40/EC]
60456 A11 A12 A13	IEC 60456:1998 年改訂	家庭用衣類洗濯機－性能測定の方法（基本規格は1999年に承認。A11及びA12は2001年に、A13は2003年に承認。改訂版に対応するIEC規格はない）。 基本規格とともにA11及びA13を適用することが、全ての場合において義務付けられている。2004年2月1日までA12の適用は任意であった。当該日以降は、3つの改訂版の適用は見なし適合を得るために必須。この版の承認は2007年12月1日に期限満了。当該規格の初期の1994年版の承認は1999年に期限満了。	C49 22.2.2002 C242 9.10.2003 [指令95/12/EC]
60456	IEC 60456:2003 年改訂	家庭用衣類洗濯機－性能測定の方法（2005年に承認）	IEC 61121:1997年 改訂
61121 A11	IEC 61121:1997 年改訂	家庭用回転ドラム式衣類乾燥機－性能測定の方法（基本規格は1999年に、A11は2000年に承認）。全ての場合において、基本規格とともにA11を適用することが、見なし適合を得るために義務付けられている。当該規格の初期の1993年版の承認は、1999年に期限満了。この版の承認は、2007年12月に期限が満了し、以下の2005年版に更新される。	C49 22.2.2002 [指令95/13/EC]
61121	IEC 61121:2002 年改訂	家庭用回転ドラム式衣類乾燥機－性能測定の方法（2005年に承認）	C329 24.12.2005 [指令95/13/EC]

EuP指令への日本の対応に関する調査

平成18年7月

発行所 社団法人 日本機械工業連合会
東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
電話 03 (3434) 5381 FAX 03 (3434) 2666

印刷 有限会社 清和印刷
東京都新宿区早稲田鶴巻町574
電話 03 (5225) 7366 FAX 03 (5225) 7367